

## 「愛知県新型コロナウイルス感染症対策推進条例（仮称）」骨子案に対する意見募集の結果について

①募集期間 2020年7月27日（月）から8月25日（火）まで

②募集方法 郵便、ファックス、電子メール

③意見提出状況

### （1）提出人数 70名

ア 提出方法別	イ 男女別	ウ 年代別	エ 地域別	オ 職業別
郵便 12名	男性 27名	20代 3名	名古屋 34名	会社員 18名
ファックス 7名	女性 31名	30代 17名	尾張 14名	主婦 9名
電子メール 51名	不明 12名	40代 22名	海部 1名	自営業 7名
		50代 15名	知多 1名	パート 6名
		60代 4名	西三河 8名	公務員 3名
		70代 3名	東三河 6名	その他 27名
		不明 6名	不明 6名	

### （2）提出件数 215件

1 条例の目的 3件	5 事業者の責務 15件	9 緊急事態宣言等 8件	13 留意すべき事項 5件
2 定義 ー	6 対策の充実 64件	10 意見の聴取 3件	14 財政上の措置 1件
3 県の責務 46件	7 条例対策本部の設置等 1件	11 影響の緩和を図るための支援 11件	15 条例全般 9件
4 県民の責務 16件	8 条例対策本部長による協力の求め 3件	12 適切な配慮 2件	16 その他 28件

「愛知県新型コロナウイルス感染症対策推進条例（仮称）」骨子案に対する意見の概要及び県の考え方

項目	意見の概要	県の考え方
1 条例の目的	<p>(1) 「地域経済に及ぼす影響に鑑み」、「地域経済に及ぼす影響の最小化」と、地域経済についての言及があるが、具体的に地域経済に寄与する政策については条例に規定されないのか。</p> <p>(2) 「対策の基本となる事項を定める」とあるが、対策についての詳細は規則等で定めるのか。</p>	<p>(1) について 条例案第11条に、「影響の緩和を図るための支援」として、新型コロナウイルス感染症やそのまん延による措置が、県民や事業者に及ぼす影響の緩和を図るために必要な支援に努めることを明記してまいります。</p> <p>(2) について 本条例は、新型コロナウイルス感染症対策の基本的な枠組みを定めるものです。具体の対策については、要綱等に定めるもののほか、条例や新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）等に基づき、適切に判断してまいります。</p>
1 条例の目的	<p>条例の目的に「県や県民、事業者が一体となって」とあるが、「県内市町村」は入れないのか。市町村との連携なくして対策を推進することは不可能である。</p>	<p>御指摘の「県や県民、事業者が一体となって」については、県内における新型コロナウイルス感染症対策の推進に特に関連が深い主体を例示的にお示したものです。</p> <p>また、条例案第3条第3項に、市町村との連携を県の責務として明記する予定であり、引き続き、市町村と連携した対策を実施してまいります。</p>
1 条例の目的	<p>条例の目的に「地域経済に及ぼす影響の最小化」と、また、県の責務に「社会経済活動の維持に配慮」とあるが、まん延の防止を最優先に考え、経済の停止・休業の要請ができることを明記すること。</p> <p>同時に、協力要請に応じた事業所には、8「条例対策本部長による協力の求め」、及び11「影響の緩和を図るための支援」に、営業補償をすることを明記すること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、条例案第8条において、まん延を防止するために県民や事業者に対して協力を求めることができることを明記してまいります。</p> <p>また、条例案第11条に、「影響の緩和を図るための支援」として、新型コロナウイルス感染症やそのまん延防止のための措置が、県民や事業者に及ぼす影響について、その緩和を図るために必要な支援に努めることを明記してまいります。</p>
3 県の責務	<p>感染経路不明者の経路の特定をしてほしい。</p>	<p>条例案第3条第1項において、県内における新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延の状況を常に把握するよう努めることを県の責務として明記するとともに、第4条第2項及び第5条第2項の県民及び事業者の責務として、新型コロナウイルス感染症対策に協力するよう努めることを明記し、引き続き、感染経路の把握に向けた調査に努めてまいります。</p> <p>また、公表する情報については、それぞれの事案の状況により適切に判断してまいります。</p>
3 県の責務	<p>感染防止対策と社会経済活動との両立を図るためには、感染経路の把握は極めて重要である。感染者及び濃厚接触者が安心して調査に協力するため、また、調査に協力するインセンティブを与えるためには、条例に以下の規定を盛り込むべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査に当たる調査職員の守秘義務の徹底</li> <li>・調査職員以外の本人追跡の禁止</li> <li>・報道発表項目に関する規定の制定</li> <li>・来店者に係る記録の提出等、感染者の発生した店舗等の協力</li> <li>・濃厚接触者は、調査に登録するよう努める</li> <li>・調査協力金の支給</li> </ul>	<p>条例案第3条第1項において、県内における新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延の状況を常に把握するよう努めることを県の責務として明記するとともに、第4条第2項及び第5条第2項の県民及び事業者の責務として、新型コロナウイルス感染症対策に協力するよう努めることを明記し、引き続き、感染経路の把握に向けた調査に努めてまいります。</p> <p>また、公表する情報については、それぞれの事案の状況により適切に判断してまいります。</p>
3 県の責務	<p>県の責務は、「感染源対策」を進めることである。PCR検査を拡大し、無症状陽性者を発見して隔離・保護し、感染源を地域や施設から減らす対策を明記すること。</p>	<p>条例案第3条第1項に、県の責務として県内における新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延の状況を把握するよう努め、その状況の変化に応じた対策を的確かつ迅速に実施することを明記するとともに、条例案第6条に、県が講ずる施策として検査体制の整備及び医療提供体制の整備を明記してまいります。</p> <p>引き続き、PCR検査体制の整備を進めるとともに、軽症者等宿泊療養施設の確保を進めてまいります。</p>

項目	意見の概要	県の考え方
3 県の責務	<p>県の責務の（３）（４）については具体性に欠けている。また、保健所に関することが一文もない。</p> <p>そもそも保健所の役割は感染症の撲滅のために設立されたと認識しているが、その役割も低減しており、機能低下、能力低下は甚だしい現状である。</p>	<p>県の保健所については県の機関でありますので、「県の責務」などに規定された役割を持ちます。</p> <p>特に、感染状況の把握や県民からの相談対応について、保健所の果たす役割は大きいと考えております。いただいた御意見を踏まえ、引き続き、感染症対策に全力で取り組んでまいります。</p>
3 県の責務	<p>県と自治体の広報活動についても明記すべき。</p>	<p>条例案第３条第２項において、必要な知識の普及や適時適切な情報発信に努める旨を明記してまいります。</p>
3 県の責務	<p>感染者数のみならず、検査数、陽性率も名古屋在局のテレビ局での公表を義務化する。</p>	<p>感染者数、検査数、陽性率については県ホームページ等で公表しておりますが、これらの情報をテレビ局で公表することについては、テレビ局の判断によるものと考えております。</p>
3 県の責務	<p>検査体制の整備について、検査可能数の公表と、毎日の検査数、陽性率を公表すべき。そして、検査基準を明確にした上で公表し、感染した場合、どのようにすれば検査を受け、診療してもらえるのかを県民に周知していただきたい。</p>	<p>県全体の検査能力、毎日の検査数及び陽性率については県ホームページ等で公表しております。また、感染が心配な方に対しては、まずはお住まいの市町村を所管する保健所に御連絡いただくよう周知しているところです。</p>
3 県の責務	<p>病院に入院している人の人数、自宅療養またはホテルで隔離している人の人数、病院の入院を待っている人の人数は分けて発表していただきたい。</p>	<p>県内の陽性者数について、入院者数、施設入所者数、自宅療養者数等の区分に分けて県ホームページ等で公表しております。</p>
3 県の責務	<p>感染経路の情報をインターネットで配信義務にしていきたい。</p>	<p>他の陽性者との接触状況について、県ホームページ等で公表しております。</p>
3 県の責務	<p>「重症者」の数だけでなく、「中等症者＋重症者」の数を示し、あわせて医療現場への大きな負担であることと、中等症者は重症化する場合も多いことを知らせるべき。</p>	<p>県内の中等症及び重症者数を県ホームページ等で公表しております。</p> <p>引き続き、県民の皆様が適切や予防及びまん延の防止が図られるよう、適時適切な情報発信に努めてまいります。</p>
3 県の責務	<p>感染経路不明者の推移もグラフ化して公表する。</p>	<p>御意見としてお伺いしました。</p>
3 県の責務	<p>名古屋市は区ごとにも感染者数の公表を。</p>	

項目	意見の概要	県の考え方
3 県の責務	名古屋市が東京と同様、他府県から来ないで欲しいと名指しされている件への対応について、不要不急の概念に個人差を感じる。明確に行くな、来るなど発信するのか、又は東海3県の首長が愛知県から来るな、行くなど表明している件に対し、観光も含めどう考えているのか明確にして県民に理解させるべき。	条例案第3条第2項に、県の責務として、県民や事業者の皆様が適切な予防及びまん延の防止が図られるよう、必要な知識の普及及び適時適切な情報発信に努める旨を明記してまいります。 なお、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
3 県の責務	とにかく情報不足で、個人が情報をまとめてSNSで流している状態であるが、個人では限界もある。私的感情も入り風評被害に繋がりがねないため、県で対応していただきたい。	
3 県の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用主は風邪の初期症状（喉の痛み・軽い咳など）程度でも被雇用者に特別休暇を割り当てる。</li> <li>・会社や施設などの供用する部分（ドアノブ・蛇口など）は非接触にする。</li> <li>・〇㎡の敷地内には〇人までの収容と、具体的に数値で示す。</li> </ul>	
3 県の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「感染者は症状なしと軽症がほとんど」という表現は誤解を生みやすいのではないか。コロナはおそるるに足らず、という油断がうまれ、感染者増につながりかねない。</li> <li>・総じて、コロナに対して過剰におそれるか、逆に軽く見すぎているかの人が多いと思う。正しい知識を身につけ、充分に対策を取って、社会活動を行うべきであるが、同時に、「新しい生活様式を取らなければすぐに（特に冬場は）感染者爆発に結びつく」「元どおりの生活はしばらくは無理」という事実は伝えるべき。</li> </ul>	
3 県の責務	現在、医療・介護サービス業界にとって、医療従事者、サービス提供者が安全に業務を遂行するために必要な情報が公開されているとは言い難い状況である。新型コロナウイルス患者等から収集した情報は、統計学的解析と識者の判断が必要と考える。現場の業務遂行に必要な「情報の開示」と「研究機関との協力」を盛り込んでいただきたい。	
3 県の責務	県民の責務と事業者の責務における新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識について、情報の収集場所はどこになるのか。そして、コロナ感染者数の軽症者、無症者、重傷者、死亡者、感染経路を必ず県民に公表し、公共の電波、新聞、雑誌、情報提供、情報発信者が改ざんした場合厳罰することを入らせていただきたい。第3者委員会を設置し、改ざんのチェックをすることも必要である。	情報については、記者発表のほか、新聞、テレビ、インターネットや、ツイッター、LINEといったSNS等を通じて適時適切に発信してまいります。 また、県内で発生した陽性者のうち、軽症者、無症状者、重症者、死亡者、陽性者の接触状況等について県ホームページに公表しております。 なお、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
3 県の責務	クラスターの人数、連絡のとれない濃厚接触者の人数等や店名について、必要に応じて公表すること。 【ほか同趣旨の意見 4件】	公表する情報については、一律に条例に規定するのではなく、それぞれの事案の状況を勘案し、適切に判断してまいります。 なお、いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
3 県の責務	風評被害が出るとの理由で感染場所の詳細が公表されていないが、感染拡大を防ぐためには詳細情報の開示は非常に重要である。 【ほか同趣旨の意見 6件】	
3 県の責務	3 県の責務 (2) 県民や事業者の理解と関心を深めることに ⇒ 県民や事業者の意見に真摯に耳を傾け 必要な知識の普及や ⇒ 必要な情報収集を行い 適時適切な情報 ⇒ 正しい情報 ※様々な意見に真摯に耳を傾け、世界中からの情報を取り入れ、感染症に対する知識を深め、一律に「マスクしろ」、「密になるな」、「手を洗え」だけではなく、例えば県民の年齢等の状況に応じた細かな感染症対策を示すなど、県民が行う感染症対策の一助となるような説明をお願いしたい。	御指摘の「県民や事業者の意見に真摯に耳を傾け」、「必要な情報収集を行い」については、県の責務として明記する知識の普及や情報発信の前提となるものと考えます。 また、広く情報収集を行った上で、県民の皆様が適切な予防及びまん延の防止が図られるよう、正しい情報を発信してまいります。
3 県の責務	外国人の在住も増えているため、マスク着用の英語看板の掲示や車内アナウンスの実施を行うとともに、職場などでもマスク着用などを促していただきたい。	外国人県民等に対し、多言語による情報発信等を行っております。引き続き、外国人に対しても、適切な予防及びまん延防止を図ることを促してまいります。

項目	意見の概要	県の考え方
3 県の責務	県管轄の保健所はもちろん、政令市・中核市の保健所とも密に連携を取り、その意見を最大限尊重すること。	条例案第3条第3項に、市町村との連携を県の責務として明記してまいります。 引き続き、市町村と連携し、新型コロナウイルス感染症対策を実施してまいります。
3 県の責務	名古屋市とも連携し、是非安心出来るコロナ対策をお願いしたい。 【ほか同趣旨の意見 3件】	
3 県の責務	(1) 「国や近隣県、市町村等」について、連携を図る県は近隣に限られるのか。東京や大阪のように、愛知県よりも感染者数が多い地域とも連携を図る必要があるのではないか。 (2) 「社会経済活動の維持に配慮」は具体的にどのような配慮なのか。例えば、国のG o T o トラベルキャンペーンのようなものか。	(1) について 愛知県及びその周辺における感染拡大を防ぐためには、生活圏が一体である近隣県と連携を図る必要があることから、条例案には「近隣県」と記載したものです。 ただし、全国的な感染拡大を防ぐためには、近隣県に限らず連携を図る必要があることから、必要に応じて、近隣県以外の都道府県とも連携してまいります。 (2) について 県民の皆様の生命と健康を守ることが最優先であるものの、必要以上の規制を行うことを防止する観点から規定したものです。
3 県の責務	社会経済活動の維持と感染症対策を並行して対応していくのであれば、市町村医療従事者、福祉従事者、感染症に関する専門的な知識を有する者の他に、各地域における事業者の意見も聴取した上で感染症対策を行うべきではないか。	愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議には、必要に応じて経済団体等からもご参加いただき、意見をお伺いしているところです。今後も必要に応じて、様々な分野の方からの御意見をお伺いしながら、対策を進めてまいります。
3 県の責務	「専門家」は社会学者・政治学者など人文・社会科学系研究者との連携を明記していただきたい。	
3 県の責務	「県民」の声は聞かないのか。問題認識力のある県民の声は行政に反映させ、活動も「連携」すべきではないか。	県民の皆様の声もお聴きしながら、対策を進めてまいります。
3 県の責務	休業補償も欲しいが、それよりも健康な人間で経済を回さないと、小売業はもう限界である。	条例案第3条第3項に、感染防止対策を実施するに当たっては、社会経済活動の維持に配慮する旨を明記してまいります。 また、引き続き、県内における感染状況の把握に努め、状況の変化に応じた対策を講じてまいります。 あわせて、感染拡大の防止に向け、県民の皆様へ行動変容を引き続き呼びかけてまいります。
3 県の責務	徹底的な分析を行い、細かな休業要請などを行い、社会経済活動と感染防止策の両立を行っていただきたい。どのような職種で感染が起こりやすいかを分析し、休業要請を行っていただきたい。 また、何が「不要不急」であるのかもしっかりと発信し、どのような行動を自粛すればいいのかを周知していただきたい。	
3 県の責務	コロナ対応よりも企業利益や県財政を優先することを防ぐため、「社会経済活動の維持に配慮」については削除していただきたい。	新型コロナウイルス感染症の脅威から、県民の皆様の生命と健康を守ることが最優先であります。県民の皆様の雇用や生活の維持も重要と考えます。 そのため、当該条文は、必要以上の規制を行うことを防止する観点から規定したものですので、御理解ください。
3 県の責務	市町村に対する「協力や支援」とはどのようなものか。財政的な支援や情報の共有などがあるのか。	例えば、県内における感染の状況について情報提供に努めるなど、市町村における新型コロナウイルス感染症対策が推進されるよう、必要な協力や支援を適時適切に検討してまいります。

項目	意見の概要	県の考え方
3 県の責務	県の責務については、努力義務規定は避けていただきたい。県民の命、財産に関わる非常に重要な事柄に関しては積極的な姿勢を示すべき。後ろ向きと捉えられる表現はやめていただきたい。	県民の皆様の生命及び健康を保護するため、条例案第3条第1項において、県は、新型コロナウイルス感染症対策を的確かつ迅速に実施するとともに、県内において実施される新型コロナウイルス感染症対策を総合的に推進する責務を有すると明記してまいります。 一方、情報発信と市町村への支援については努力義務規定としていますが、これは個人情報保護や財政上の制約などの観点を考慮し、対応すべき範囲を判断すべきものであることから、努力義務規定としたものであるので、御理解ください。
4 県民の責務	下記内容を条例に記載していただきたい。 発熱など風邪症状が出現した県民に対して、新型コロナウイルス感染症と診断されなくても、「症状出現から10日間かつ症状改善から72時間経過するまで」自宅療養する努力義務を課すこと。	条例案に努力義務の規定を設けることは予定しておりませんが、発熱や風邪の症状がある場合は無理をせず自宅で療養することなど、新しい生活様式の普及に向けた取組を県として進めてまいります。
4 県民の責務	店内、公共の場でのマスクの着用義務化。 【ほか同趣旨の意見 3件】	感染症対策は強制的に行うのではなく、県民の皆様の判断を尊重し、自主的な協力を求めることが重要であると考えておりますので、義務規定や罰則については予定しておりません。
4 県民の責務	4 県民の責務：努めなければなりません は しなければなりません に 5 事業者の責務：努めなければなりません は しなければなりません に 努力義務だけで、金銭的補助や罰則がなければ、このような条例をいくつ作っても何も変わらないのではないか。 【ほか同趣旨の意見 1件】	ただし、条例案第4条第1項の県民の責務として、県民は新型コロナウイルス感染症の予防及びまん延の防止に努めることを明記してまいります。また、県としましても、適切な予防及びまん延の防止が図られるよう、知識の普及や適時適切な情報発信に努めてまいります。 あわせて、条例案第11条に、新型コロナウイルス感染症及びまん延の防止のための措置が及ぼす影響について、その緩和を図るために必要な支援を行うことを明記し、必要性や優先度等を勘案し、必要な支援を行うよう努めてまいります。
4 県民の責務	県下で使用される交通系カード利用による移動情報を、感染者発生時に公開する。 接触確認アプリ利用者にマイナポイントを付加する。発熱時の通院以外の外出には診断書持参を義務付ける。発熱やひどい咳がある状態の人が屋内に入ったり車両に乗り込む行為を「迷惑行為」と定義して条例で禁止する。 咳エチケットの悪質な違反に対して、条例で罰則・罰金を科す。	
4 県民の責務	陽性者が自宅待機要請を無視した場合に対する罰則規定を設けること。	
4 県民の責務	PCR検査受診者の「COCOA」の利用を義務化する。	
4 県民の責務	「新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識」とあるが、新型コロナウイルス感染症については現時点では未解明な部分も多いかと思う。そのような中で、どのようなものが「正しい」知識といえるのか。県から当該ウイルスに関する正しい情報が出されるということか。	御指摘については、県民の皆様が新型コロナウイルス感染症の予防やまん延の防止を適切に図るための知識を考えております。 新型コロナウイルス感染症は、現時点では未解明な部分も多いことも事実ですが、最新の知見を踏まえ、必要な知識の普及及び適時適切な情報発信に努めてまいります。
4 県民の責務	県民の責務 (1) 正しい知識を深め ⇒ 関心を持ち (2) 削除 ※県の感染症対策が正しくない(自分には合わない)と判断した県民は協力する必要はないため、条例で明文化する必要はない。 事業者の責務 (1) 正しい知識を深め ⇒ 関心を持ち (2) 削除 ※現在行われている、県が一方向的に示した感染症対策に従わない事業者に対してペナルティを与え、差別化を図るやり方は本末転倒ではないか。	県内における新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するためには、県民や事業者の皆様の予防の積み重ねが重要です。県民や事業者の皆様が新型コロナウイルス感染症の予防及びまん延の防止を適切に図るためには、正しい知識を踏まえることが前提となることから、明記させていただくものです。

項目	意見の概要	県の考え方
4 県民の責務	県民の責務は「うつらない。うつさない。」行動の徹底である。教育現場や職場、家庭での手洗いの徹底は言うまでもなく、不用不急の外出を避けるように行政指導をお願いしたい。	御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するためには、県民の皆様の予防の積み重ねが重要です。県民の皆様の関心を深め、適切な予防及びまん延の防止が図られるよう、必要な知識の普及や適時適切な情報の発信に努めてまいります。
4 県民の責務	県民の責務、事業者の責務については、「感染経路対策」として、①密閉、密集、密接の「3密」を避けること、②人混みではマスクをつけること、③こまめに手を洗うこと、④接触する器具を消毒することの徹底で、まん延防止の措置を講ずることである。	
4 県民の責務	コロナが「無症状」でも感染力を持つことに無理解な県民が大多数に感じる。誰もがコロナ感染者であることを前提に、責任ある行動を求める一文を入れてはどうか。	
4 県民の責務	骨子案4(2)の主語について 主語が「県民」で始まっているが、濃厚接触者の追跡には来県者の協力も必要である。4(2)の主語は「県民及び来県者は」にすべきではないか。	来県者の協力が必要という点については御指摘のとおりですが、県民の皆様に共通の認識を持っていただくことが、本条例を制定する主な目的の一つですので、「県民」と規定させていただくものです。
5 事業者の責務	(1) 事業者の範囲はどのようなものか。 (2) 事業の実施に関して措置を講ずるよう求めているが、措置を講じた場合の費用の助成はあるのか。 (3) 当該措置を講じていない事業者に対してどのように対応するのか。また、当該措置を講じている事業者と講じていない事業者を把握するのか。また、どのように把握するのか。	(1) について 県内に事業所を置く事業者を想定しております。 (2) について 条例案第11条に、「影響の緩和を図るための支援」として、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が及ぼす影響について、その緩和を図るための支援に努めてまいります。 (3) について 事業者の皆様に対しては、業種別の感染拡大予防ガイドラインに基づき感染防止対策を講ずるよう呼びかけておりますが、あくまで協力を求めるものであり、事業者の把握は予定しておりません。
5 事業者の責務	国の非常事態宣言下で在宅勤務、時差出勤等を実施していた企業は今後も継続することを義務化する。	感染症対策は強制的に行うのではなく、県民・事業者の皆様のご判断を尊重し、自主的な協力を求めることが重要であると考えておりますので、義務規定や罰則については予定しておりません。
5 事業者の責務	妊婦のみならず、不妊治療中の女性も在宅勤務を義務化する。	事業者の皆様には、業種別の感染拡大予防ガイドラインや県の感染防止対策リストを厳守し、感染防止対策を徹底するよう引き続き呼びかけてまいります。
5 事業者の責務	飲食店では検温を義務化する。37度以上の方は入店拒否とする。	あわせて、条例案第11条に、新型コロナウイルス感染症及びまん延の防止のための措置が及ぼす影響について、その緩和を図るために必要な支援を行うことを明記し、必要性や優先度等を勘案し、必要な支援を行うよう努めてまいります。
5 事業者の責務	飲食店の入店は5人未満とする。	
5 事業者の責務	休業要請に応じない事業所、感染対策を怠る事業所には営業停止処分など何らかの罰則規定を設けていただきたい。 【ほか同趣旨の意見 4件】	
5 事業者の責務	JRや名鉄電車で窓を開けて走行するよう要請する。	
5 事業者の責務	多くの飲食店では、入り口での手指消毒と店員のマスク着用のみで、窓を開けている店はほとんどなく、更にテーブルに至っては、小さなテーブルに4人掛けのまま食事を提供される。まれに一席ずつ空けて、対面を避け、換気にも気を遣っている店もあるが、入店してみないと判別がつかない。 具体的な感染防止対策の周知と指導をお願いしたい。	

項目	意見の概要	県の考え方
5 事業者の責務	<p>企業のテレワーク、時差出勤の実施などを働きかけていただきたい。 【ほか同趣旨の意見 1件】</p>	<p>条例案第5条第1項に、事業者の責務として、事業実施に関して新型コロナウイルス感染症の予防及びまん延の防止の適切な措置を講ずるよう努めていただく旨を明記してまいります。 また、県としても、テレワークの導入を促進するなど、働き方改革の推進に向けた取組を引き続き進めてまいります。</p>
5 事業者の責務	<p>対策を実施している店舗へのステッカーの添付については、名古屋市内だけでなく県内全域で実施されるようなシステムの構築と、十分な事業者へのPRが必要と考える。 また、県庁や市区町村役場などの庁舎内でもアクリル板の設置のみに留まるのではなく、例えば床やエレベータ内に2メートルの基準ラインを示すことなどの対策も必要ではないか。また、食堂においては、それなりの基準が必要になる。愛知県内の公共施設において適用する、コロナ対策基準を設けていただきたい。</p>	<p>本県では、感染防止対策に取り組む事業者を応援する「安全・安心宣言施設」PRステッカー・ポスターの取組を実施しております。この取組は、名古屋市に限らず、県内全域を対象とした取組としております。 また、事業者の皆様には、業種別の感染拡大予防ガイドラインや県の感染防止対策リストを厳守し、感染防止対策の徹底を呼びかけるとともに、公共施設においても、ガイドラインに基づいた感染防止対策を徹底してまいります。</p>
6 対策の充実	<p>医療機関の備品が逼迫する可能性がある。マスクは未だに使い回し、アイガードやガウンも使い回しである。手袋などは医師、看護師以外は素手で対応している。 最前線に備品を送るためであることは理解しているものの、一般病棟にも感染症の患者がいる。結核患者にすら、使い回しで対応している。ものづくり県愛知として備品の製造確保を望む。</p>	<p>条例案第6条に、県が講ずる施策として「物資及び資材の確保」を明記し、引き続き、国の協力を得ながら、必要な物資や資材の確保に努めてまいります。</p>
6 対策の充実	<p>マスクやアルコール消毒液はかなり店頭で並ぶようになってきたが、使い捨て手袋は、未だに不足しており、今後の不安を感じている。 医療関係の方々の生の声を聞いた方がより現実が把握できるかと思うが、行政の方々に広く現実を把握いただき、対応をお願いしたい。</p>	
6 対策の充実	<p>マスクや防護服にしても、愛知県なら地元企業の協力などにより、N95も含めて自主的に生産可能ではないか。製造についても明文化をご検討いただきたい。</p>	
6 対策の充実	<p>県は新型コロナウイルス感染症のPCR検査の特性を正しく理解し、検査に頼った感染拡大防止策から、まん延期に適した対策へと早急に転換すること。</p>	<p>必要な検査を実施することで、感染状況を常に把握し、その状況の変化に応じて的確かつ迅速に対策を講じることが重要と考えます。</p>
6 対策の充実	<p>帰国者・接触者外来を設置している一部の医療機関のみに負担をかけず、クリニックも含めたすべての医療機関で新型コロナウイルス感染症疑い患者の診療や検査を行う体制に早期に移行すること。</p>	<p>条例案第6条に、県が講ずる施策として「検査体制の整備」を明記し、大学病院等とも連携するなど、検査体制の整備に努めてまいります。</p>
6 対策の充実	<p>PCR検査の数を増やしていただきたい。そのための検査実施施設や器材、人材の確保を希望する。 【ほか同趣旨の意見 17件】</p>	
6 対策の充実	<p>PCR検査の拡充として、フランスからも表彰されたレジションシステム社の全自動検査機の導入を進めてはどうか。</p>	<p>御意見としてお伺いしました。</p>
6 対策の充実	<p>PCR検査について、民間企業とも協力して希望者が受けられる体制を構築する。 また、唾液検査はどうなっているのか。</p>	<p>唾液によるPCR検査については、県内保健所が地区医師会等と協議の上、協力いただける診療所の確保に努めております。</p>

項目	意見の概要	県の考え方
6 対策の充実	在宅医療・介護においては、サービス提供者が感染源もしくは感染媒体となることによる、要介護高齢者への感染拡大が懸念される。接客を伴う飲食業なども含め、感染の起始点となりうる業界の定期的なPCR検査、抗原検査が重要。条例案では検査体制の「整備」と書かれているが、現行の検査体制の「充実」や「強化」等の少し強い表現とした上で、予防的検査にも言及していただきたい。	引き続き、検査体制の整備に努めてまいります。 条文案は「整備」としましたが、これは、第6条の見出しを「対策の充実」としているとおり、「充実」や「強化」を目的としたものであり、他の条文とのバランスから、「整備」とさせていただいたものでありますので、御理解ください。
6 対策の充実	これからもっと感染が拡大していくことを予測し、コロナ専用の病棟を作り、ベッド数を増やしていただき、拡大させないため、PCR検査、抗原検査を増やしていただきたい。 感染拡大を防ぐには、検査の数を増やす必要がある。 今、保健所だけでは、これ以上、PCR検査、抗原検査が増えていかなければ、大学病院や地域の医療関係の方々から助けをもらい、人員を増やしていかなくてはどうか。診療所でも、唾液を使ったPCR検査を実施していただける体制を作っていただきたい。 中等、重症患者も増加してくると思うため、大学病院の施設内に仮設のコロナ感染者施設を作っていただきたい。 【ほか同趣旨の意見 9件】	条例案第6条に、県が講ずる施策として「検査体制の整備」及び「医療提供体制の整備」を明記し、引き続き、検査体制や医療提供体制の整備に努めてまいります。 医療提供体制の整備については、第1波の経験を踏まえて策定した確保計画に基づき、フェーズごとに必要な病床及び軽症者等宿泊療養施設の確保を進めております。 また、岡崎市立愛知病院を、新型コロナウイルス感染症専門病院として10月中旬に開設します。
6 対策の充実	自宅待機の場合、必要物品の買い出し等で感染者が外出することが考えられる。入院・入所を原則としつつ、自宅にいる人には食料品、日用品の配達をする必要があるのではないか。他県で療養施設を抜け出すなどの事例もあるため、自宅、施設とも外出しない旨の誓約書を書くなどの対策も検討していただきたい。 【ほか同趣旨の意見 3件】	自宅療養者に対しては、外出することなく自宅治療に専念してもらうため、配食サービスの提供を開始しております。 また、軽症者等宿泊療養施設においては、施設の規制を遵守していただくため、事前に同意書に署名をいただいております。
6 対策の充実	1 PCR検査のあり方について 若年の濃厚接触者に対する検査をやめ、65歳以上の高齢者など医療機関の医師がハイリスクだと判断した者に優先的に検査を行うようにする。検体採取も唾液であれば曝露リスクが極めて低く、地域のクリニックでも十分採取可能である。既に同居家族等が新型コロナウイルス感染症と診断されている場合などは、検査を行わなくても「臨床診断例」として対応できるようにする。 2 患者発生時の対応について すべての患者に対して疫学調査を行うことをやめ、保健所は診断した医師からの情報をもとにどこで感染が起きているかを分析し、情報提供する業務に集中する。学校や施設等で集団発生した際には、学校医や施設の嘱託医の指導の下で施設管理者が対応を行い、保健所はその助言を行う立場とする。 3 医療体制のあり方について 軽症者は自宅療養を行うことを基本とする。酸素投与や点滴等の処置が必要な中等症患者は中小規模の医療機関でも入院を受け入れてもらう。これまで「帰国者・接触者外来」を設置していた医療機関には重症例の対応に集中する。 4 県民・医師・事業者の責務について 県民に対して風邪症状が出現した際には、「発症から10日間かつ症状改善から72時間経過するまで」自宅療養する努力義務を課す。新型コロナウイルス感染症と診断された場合は義務とする。医師に対しては、上記の指導を行う義務を課す。事業所に対しては、従業員に対して上記期間出勤を停止させる義務を課す。	御意見として伺いました。
6 対策の充実	接触確認アプリの登録を広めていただきたい。マスクとセットで感染防止ツールである。	義務化は予定しておりませんが、接触確認アプリ「COCOA」については引き続き県民の皆様への周知に努め、活用を促進してまいります。
6 対策の充実	検査待ちの人や、既に検査した人が濃厚接触者になることを防ぐため、接触確認アプリのダウンロードを義務化していただきたい。	

項目	意見の概要	県の考え方
6 対策の充実	相談に応ずる体制の整備は、場所や情報の提供等の充実はもちろんであるが、相談に応ずる人員の確保が必要である。十分な人員の確保に努める旨を規定していただきたい。	いただいた御意見を今後の施策の参考とさせていただきます。 また、「相談に応ずる体制の整備」には、十分に人員を確保することも含んでおり、引き続き、体制の充実に努めてまいります。
6 対策の充実	「登校選択制」にしていただきたい。これは、仕事がある方、登校させたい方、コロナの不安から休校させたい方、両方の意見を汲んだ形となる。登校する児童・生徒がいれば授業は行われるため、それをオンラインなどで流すことにより、休学の児童・生徒も授業を受けられる形が望ましい。 【ほか同趣旨の意見 7件】	条例案第6条に、県が講ずる施策として「検査体制の整備」、「医療提供体制の整備」及び「児童及び生徒の学習の機会の確保」を明記し、引き続き、検査体制や医療提供体制の充実を図るとともに、児童生徒の学習機会の確保に努めてまいります。 県立学校においては、保護者から感染が不安で学校を欠席させたいと相談された場合には、国の通知に従い、まずは、事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校の運営の方針について理解を得るよう努めております。その上で、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断し、欠席扱いとはしない場合もあります。
6 対策の充実	市中感染が広まる中、学校はオンライン授業に切り替えた方が良いが、授業の配信は各教育委員会が行うべき。	また、県立学校においては、オンライン学習環境を整備するため、インターネット回線を増強するとともに、児童生徒用のタブレット端末等を順次配備することとしております。ただし、現状では、オンライン学習は家庭学習支援として行われるもので、授業時数に加えることができないため、オンライン学習を通常授業と同等に扱い、選択制とすることはできないと考えます。 小中学校及び私立学校につきましては、学校の設置者（公立学校の場合は市町村教育委員会）が適切に判断するものと考えます。
6 対策の充実	コロナが飛沫感染のみならず空気感染まで危惧され、また「無症状」でも感染させること、さらに子供達の多くが十分に配慮ある行動をとっていない現実を踏まえると、休校の判断を躊躇すべきではない。学校を開いている場合でも部活動など不要な活動はすべきでない。 「宣言」より低い基準で学校は休校とすることを明文化した上で、休校判断を束縛するものでない点を明記すべきである。また、「学習」は狭い意味の学業に限定し、部活動や修学旅行等の各種課外活動は休校していない場合でも中止とすることも明記すべき。	感染拡大予防ガイドラインに基づき、適切な感染防止対策を講ずるよう周知してまいります。 また、休校の基準は条例で一律に規定するものではなく、学校の設置者が県内や学校の周辺地域の感染状況を踏まえて適切に判断するものと考えますので、御理解ください。
6 対策の充実	コロナウイルス感染者は当然とし、濃厚接触者、これに関する事業者は、コロナウイルスによる弱者であり、この弱者保護、人権遵守はコロナウイルス感染防止策と同等の重要事案である。	条例案第6条に、県が講ずる施策として「風評被害の防止」を明記し、風評被害の防止に取り組んでまいります。
6 対策の充実	感染者、感染があった場所や、医療従事者に対するいじめや差別をなくすよう徹底していただきたい。無理なら罰則を設けていただきたい。 【ほか同趣旨の意見 1件】	
6 対策の充実	風評被害について、具体的にどのように防止するのか。	県の広報番組やウェブページを通じて、県民の皆様への正確な情報に基づく、冷静な行動を呼びかけてまいります。
6 対策の充実	「風評」という言葉は、放射能問題を糊塗する言説として生まれ機能してきた言葉である。公的機関が使用するのには、愛知県の企業等のために不当に便宜をはかることを意味しかねないため、使用は避けていただきたい。	御意見としてお伺いしました。
6 対策の充実	対策の充実に情報発信・情報提供を入れていただきたい。的確なタイミング・内容・正しい情報こそが県民の安心・安全につながる。同時に、情報発信の充実や啓発の強化も適宜図るということも位置付けていただきたい。	知識の普及や情報発信は、条例案の第4条第1項及び第5条第1項において県民や事業者の責務として規定した、予防及びまん延の防止が適切に図られることの前提となるものであることから、県の責務として努めてまいります。

項目	意見の概要	県の考え方
6 対策の充実	日本国内ではあるが、県外から持ち込ませない対策を講じることが必要である。対策として、主要幹線道路の県境および豊橋駅、三河安城駅、名古屋駅の各新幹線停車駅での検温等を実施するのはどうか。名古屋港や中部国際空港駅前でも同様である。	御意見としてお伺いしました。
6 対策の充実	事業者のための新型コロナ対策講習会を実施し、参加を義務化する。また、定期的な店舗、施設等の視察を希望する。	
6 対策の充実	県内で使用できる高利率のプレミアム商品券を発行する。	
7 条例対策本部の設置等	(1) 条例対策本部は附属機関として設置するのか。 (2) 構成員には、外部の有識者等も含まれるのか。それとも、内部に限られるのか。 (3) 仮に附属機関とした場合、附属機関を設置する事項があることから、条例を制定したということか。	(1) について 附属機関としての設置は予定しておりません。 (2) について 必要に応じて、外部の有識者に参加いただくことを想定しております。
8 条例対策本部長による協力の求め	一部の県民が協力を著しく応じなかった場合、愛知県迷惑行為防止条例の第一条「～県民、滞在者等に著しく迷惑をかける行為」に該当するものとして迷惑行為防止条例も併せて改定し、感染症対策推進条例とリンクする形で迷惑行為防止条例違反を適用できるようにすることにより、一定の抑止力効果を付与できるのではないかと。	あくまで協力をお願いするものであり、罰則については予定しておりません。
8 条例対策本部長による協力の求め	(1) 県民の生命と健康を保護するという本条例の目的を達成するために、例えば、クラスターが発生した施設について、施設名の公表、営業・使用の停止の要請を行うといった規定を盛り込む必要があるのではないかと。 (2) 「検討すること」の「協力を求める」とあるが、迂遠ではないかと。催物の停止の検討の協力を求めるというのは、事業者にとっても判断に迷うのではないかと。なぜ停止の協力を求めるのではなく、検討の協力を求めるとしたのか。 (3) 検討することの協力を求めることは「行政処分」ではなく「行政指導」という理解でよろしいかと。 (4) 期間と区域は「告示」により公表されるという理解でよろしいかと。 (5) 協力の求めには実効性がないと思われるが、例えば、協力していない場合の当該事実の公表や罰則等は規定しないのか。 (6) 新型コロナウイルス感染症の「潜伏期間」「治癒までの期間」とあるが、これらは人によってかなり幅があると思われる。具体的には平均をとるようなイメージなのか。それとも、専門家の意見を聴くのか。 (7) 「多数の者が利用する施設」にはどのような施設が入るのか。 (8) 「催物」とはどのような範囲のものか。	(1) について 御意見の内容に関しましては、特措法及び感染症法の規定に基づき実施が可能ですが、条例に一律に規定するのではなく、それぞれの事案の状況を勘案し、対応の必要性を適切に判断してまいります。 (2) について “停止の協力を求めること”は、特措法第22条第1項の規定による都道府県対策本部が設置された段階で、特措法第24条第9項の規定に基づき行うものと考えております。本県におけるこれまでの取組としましても、特措法第24条第9項の規定に基づき休業等の協力要請をお願いしてまいりました。 当該条文案は、特措法による都道府県対策本部を設置する前でも、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、条例を根拠に県民や事業者に対して協力の求めを講ずることができるよう規定するものです。このため、法律とのバランスを考慮し、検討の協力を求める規定としております。 (3) について お見込みのとおりです。 (4) について メディアへの公表やウェブサイトなどを利用し、速やかに、かつ明確に県民の皆様に対してお示しできるよう、適切に対応してまいります。 (5) について 事実の公表は、条例に一律に規定するのではなく、それぞれの事案の状況を勘案し、対応の必要性を適切に判断してまいります。また、罰則の規定は予定しておりません。 (6) について 条例案のとおり、原則として、専門家の意見を聴取することを想定してまいります。 (7) について 学校等の公共施設のほか、社会福祉施設、劇場、博物館、キャバレーなど、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項に規定される施設を想定してまいります。 (8) について 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項に規定される施設を使用して開催するものであり、コンサート、展示会、スポーツイベント、祭り・野外フェスティバル等のイベントを想定してまいります。

項目	意見の概要	県の考え方
8 条例対策本部長による協力の求め	<p>①一定の協力を求める際の方法と手続きを定めているが、この2項目以外の協力を求める際には、同手続きに拠らないということか。知事が何かしらの協力を求める際には、常に「期間と区域を定める」べきであるし、その際は専門家の意見を聞くべきである。よって、同手続きの対象を記載の2項目に限るのではなく、「県民への行動変容の要請及び検討並びに事業者への感染予防措置の要請」とし、対象を拡大すべきである。</p> <p>②ウイルスに対する価値観の違いに始まり、自粛の捉え方などの違いにより多くの軋轢が生じている。これは、専門家ですら共通した知見ができていない状況であり、多種多様な解釈を住民それぞれに委ねていることが原因の一つである。よって、知事による協力を求める際には、その内容について県民の共通の認識が得られるよう情報の発信に努めるべき旨を、同条に規定すべきである。</p> <p>③「生活の維持に必要な場合」とあるが、価値観によって様々な解釈が可能である。また、生活の維持に必要な買い物であったとしても、密集するような環境に行くべきではなく、時間や方法などを工夫すべきでもある。よって、同号は「居宅や居宅に相当する場所から外出するにあたっては、感染リスクを考慮し、外出の方法や内容を検討すること。」とすべきである。</p> <p>④「多数の者が利用する施設」とあるが、いわゆるクラスターが発生しているのは、多数の者が利用する施設に限らないはずである。よって、同号は「多数の者が利用する等感染リスクが高い利用がされる施設」とすべきである。</p>	<p>①について 条例案第10条に、特措法第24条第9項の規定による協力の要請を行うときや第45条第1項及び第2項の規定による要請、第3項の規定に基づく指示をするときは、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者等の意見を聴くことを明記してまいります。</p> <p>②について 条例案第3条第2項に、必要な知識の普及及び適時かつ適切な情報の発信に努める旨を県の責務として明記してまいります。 県民の皆様の不安の解消に資するよう、適切な情報発信に努めてまいります。</p> <p>③について 生活の維持に必要な場合とは、医療機関への通院、食料品の買い出し、職場への出勤などを想定しています。本条文は、生活の維持に必要な場合以外の、不要不急の外出の自粛を検討することをお願いするものです。 なお、御意見の“密集するような環境に行くべきではなく、時間や方法など工夫すべきである”については、本県では「あいちの買い物ルール」を定め、混乱を避け、人と人との距離をとることを呼びかけてきました。 引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要なときは、不要不急の外出の自粛をお願いするとともに、外出をする場合でも、感染防止に向けた行動をお願いしてまいります。</p> <p>④について 御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止する観点からは、人と人との接触をできる限り減らすことができるよう、幅広い施設に対し使用制限等を検討することを求めるべきと考えます。 一方、当該求めが県民に与える影響や事業者が被る経済的影響は少ないものと考えます。そのため、社会経済活動とのバランスを考慮しつつも、効果的に感染の防止を図っていくため、かつ、特措法の規定の書きぶりにも配慮し、多数の者が利用する施設を対象としたものですので、御理解ください。</p>
9等 緊急事態宣言	緊急事態宣言を出す基準を示していただきたい。	県独自の緊急事態宣言の発出に際しては、本県の新型コロナウイルスの感染状況や、医療提供体制の状況などを踏まえ、社会経済活動とのバランスに配慮するとともに、県外の他地域における感染の状況やその特徴、対応等についても勘案し、総合的な分析・評価の上で実施させていただきたいと考えております。
9等 緊急事態宣言	<p>①緊急事態宣言する際には、数値的なデータを県民に対して説明すること。</p> <p>②人命優先で「決断して実行する」こと。</p> <p>③政策決定は1-2日で決めること。</p>	
9等 緊急事態宣言	高齢者などに感染が広がった場合には緊急事態宣言が出るのか。仮に出たとしても、それでは遅くないか。	
9等 緊急事態宣言	<p>経済への影響などに一切配慮することなく、事前に設定した数値基準に基づき、あるいは必要な場合には数値基準を下回る場合にも宣言を出す旨を明記していただきたい。</p> <p>また、重症者はエクモに入っても救命率は高くはない。「無症状」者からの感染を抑制するためにも、宣言発令の数値基準は感染者の数または増加ペースに拠るものであることも明記していただきたい。</p> <p>宣言解除も同様に、経済・生活への影響は無視し、数値基準により解除することを明記していただきたい。</p>	

項目	意見の概要	県の考え方
9 等 緊急事態宣言	<p>(1) 「そのおそれがある場合」とあるが、具体的にはどのような場合か。「おそれ」の範囲が不明確ではないか。</p> <p>(2) 「緊急に講ずる必要がある措置」、「緊急に講ずる措置」とは具体的にどのような措置なのか。措置には、例えば事業者への営業の停止命令などの行政処分なども含まれるのか。また、違反した場合の罰則などもあるのか。</p> <p>(3) 宣言を発する方法としては告示等か。それとも、記者発表やホームページでの公表になるのか。</p> <p>(4) 「区域」というのは市町村単位を想定しているのか。</p> <p>(5) 愛知県が独自に出した緊急事態宣言は、今後はこの条例に基づくものと解されるが、それ以前は、特措法第24条第9項に基づくものではなく、特措法に基づかないものという理解で良いか。</p> <p>(6) 愛知県緊急事態宣言について、「広範」であることと、「急速」であることを満たさなければ宣言されないということか。例えば名古屋市のみ感染者が出ている場合など、「広範」とはいえないので宣言を出さないということもあり得るのか。また、「広範」とはどのような範囲のことを指すのか。</p>	<p>(1) について 県独自の緊急事態宣言の発出に際しては、本県の新型コロナウイルスの感染状況や、医療提供体制の状況などを踏まえ、社会経済活動とのバランスに配慮するとともに、県外の他地域における感染の状況やその特徴、対応等についても勘案し、総合的な分析・評価の上で実施させていただきたいと考えております。</p> <p>(2) について 緊急に講ずる措置は、外出の自粛や施設の使用制限等の協力の求め、緊急物資の運送や物資の売渡し等の協力の要請などを想定しております。なお、営業の停止命令や罰則については予定しておりません。</p> <p>(3) について メディアへの公表やウェブサイトなどを利用し、速やかに、かつ明確に県民の皆様に対してお示しできるよう、適切に対応してまいります。</p> <p>(4) について 市町村単位を想定しておりますが、まん延の状況などを総合的に勘案して決定してまいります。</p> <p>(5) について お見込みのとおりです。</p> <p>(6) について 県独自の緊急事態宣言の発出に際しては、本県の新型コロナウイルスの感染状況や、医療提供体制の状況などを踏まえ、社会経済活動とのバランスに配慮するとともに、県外の他地域における感染の状況やその特徴、対応等についても勘案し、総合的な分析・評価の上で実施させていただきたいと考えております。なお、「広範」についても、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況に応じて、判断するものと考えております。</p>
9 等 緊急事態宣言	<p>緊急事態宣言の呼称は国が発令するものと名称が重複するため、県民がわかりやすく区別化できやすいよう考慮していただきたい。</p>	<p>県民に警戒を促すとともに、県独自の宣言であることを示すため、これまでの県独自の宣言と同様に「愛知県緊急事態宣言」としたいと考えております。</p>

項目	意見の概要	県の考え方
9等 緊急事態宣言	<p>項目9「緊急事態宣言等」施行細則骨子案（1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不急不要の外出は避け、至急必須の外出も回数を極力減らすよう要請する。</li> <li>・在住する市町村外への、ビジネス・生活維持目的以外の移動は避けるよう要請する。</li> <li>・実施可能な業種においては、テレワーク勤務・交代制勤務・稼働日数調整等の移行を速やかに行い、従業員の出勤回数を減らすことができるよう最大限工夫することを、県内の企業・事業所すべてに要請する。</li> <li>・県内の企業・事業所のすべての業種において、一律の休業要請は行わない。</li> <li>・飲食業・生活関連サービス業・娯楽業においては、宣言期間中は来訪顧客の記録をつけることを要請する。</li> <li>・県内の企業・事業所のすべての業種ならびに施設、教育機関等においては、感染症の防止対策を最大限行うことと、場合により対策状況の公表を要請する。</li> <li>・県内の保育所においては、通常保育を中止し希望保育とする。希望保育の受入人数上限は、通常保育の5割までとすることで保育職員の負担軽減と感染防止に努める。また、社会機能維持のため医療・行政・警察・消防・防衛・電気・ガス・水道・通信・運輸業に就く家庭の希望保育の優先受け入れを行うものとする。</li> <li>・県内の幼稚園・小学校・中学校・高等学校について、一斉休校は行わず交代出校にて対応する。交代出校の詳細は、各学校の状況を十分に踏まえた上で、各市町村の教育委員会が策定する。また、消毒作業補助のため臨時職員を適宜充当する。オンライン授業等の活用は各学校の判断により適宜行う。部活動はすべて停止とする。</li> <li>・屋内イベントを開催する場合について、感染症予防に足るだけの換気能力が確保されていることを、施設運営者または主催者が客観資料に基づいて公表する。</li> <li>・上記項目に著しく非協力であった場合、迷惑行為防止条例違反を適用する可能性がある。</li> </ul>	<p>御意見として伺いました。</p> <p>なお、県独自の緊急事態宣言に基づく緊急事態措置は、本県の新型コロナウイルスの感染の状況や医療提供体制の状況などを踏まえ、社会経済活動とのバランスに配慮するとともに、県外の他地域における感染の状況やその特徴、対応等についても勘案し、必要と考えられる措置を適時適切に判断し、講じてまいります。</p>
9等 緊急事態宣言	<p>緊急事態宣言等について、“愛知県緊急事態宣言を発したときは、緊急に講ずる必要がある措置を定める”とある。この点について、県が取りうる措置が、ある程度限定的に、条例中に列挙されることが必要だと思うが、いかがか。</p>	
10 意見の聴取等	<p>(1) 「感染症に関する専門的な知識を有する者等」というのは、附属機関として何か設置する予定があるか。また、地方自治法第174条の専門委員として設置することはあるのか。</p> <p>(2) 「有する者等」の「等」とはどのような方を想定しているのか。感染症に関しては専門的な知識を有していないが、新型コロナウイルス感染症に関して意見を言える方だと思われるが、それはどのような方なのか。</p> <p>(3) 特措法に基づく「公表」（第45条第4項）を行う場合の事前手続（例えば、専門家や当該感染症に罹患した者の意見聴取など）は規定しないのか。単なる事実の公表であり、制裁的な公表ではないので不要という理解で良いか。</p> <p>(4) 特措法に基づく協力の要請（第24条第9項）、要請（第45条第1項、第2項）、指示（第45条第3項）などは、新型コロナウイルス感染症がまん延又はそのおそれがある段階であり、第1波のときのように、常に「緊急を要する場合」に当たるように思われるが、それよりも切迫する場合があると想定しているのか。</p>	<p>(1) について 附属機関として設置する予定はございません。</p> <p>(2) について 特措法に基づく協力の要請、要請又は指示は、県内各地域の実状や、社会経済活動に配慮しながら決定すべきであり、市町村の関係者、経済団体などから意見を聴取することを想定しております。</p> <p>(3) について 特措法第45条第4項には、同条第2項の規定による要請又は第3項の規定による指示をしたときは、遅滞なくその旨を公表しなければならないと定められており、また、施設の利用者に対し速やかに、かつ広く周知を行うことが重要であることから、遅滞なく公表を行うものです。</p> <p>(4) について 原則として、意見を聴取することを予定しておりますので御理解ください。</p>

項目	意見の概要	県の考え方
10 意見の聴取等	緊急を要する場合であらかじめその意見を聴くいとまがない場合はこの限りではありませんとあるが、専門家から正しい意見を聴かない場合、知事に専門知識があれば正しい判断ができるが、聴かない限り動かないか、専門家チームが動くことにすることが良いと思う。	条例案第10条に、特措法第24条第9項による協力の要請や特措法第45条第1項及び第2項による要請を行うときは、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者等の意見を聴くことを明記し、原則として、意見を聴いたうえで適切に判断してまいりますので御理解ください。
10 意見の聴取等	県民の行動を制限する緊急事態宣言の発出及び外出自粛の要請は、県民の生活に多大な影響を与えるものである。県は、自粛要請を慎重に行い、行った要請に対して大きな責任が伴うように、条例で明文化をお願いしたい。	
11 影響の緩和を図るための支援	県は新型コロナウイルス感染症対策や診療に携わった医療機関に対し、協力を支給すること。また、保健所職員や医療従事者に対し、適切な賞与等の報酬を与えること。 【ほか同趣旨の意見 2件】	条例案第11条に、新型コロナウイルス感染症及びまん延の防止のための措置が及ぼす影響について、その緩和を図るために必要な支援を行うことを明記し、必要性や優先度等を勘案し、必要な支援を行うよう努めてまいります。
11 影響の緩和を図るための支援	テレワークが増えるため、電気代の減額ができると良い。定額給付金を県でも検討いただきたい。生活支援が必要と考える。 【ほか同趣旨の意見 1件】	なお、医療機関及び医療従事者に対する支援として、「医療機関患者受入体制確保促進事業費補助金」や「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金」、「愛知県医療従事者応援金」を設けておりますので、申し添えます。
11 影響の緩和を図るための支援	3密を避けることを始めとした個人の対策や事業者の対策は、コロナウイルス特有のものではなく、あらゆる感染症に対して有効な手立てであり、これらの持つ過失はあってはならないと位置づける必要がある。 このコロナウイルスによる被害は県民が平等に背負うべきであり、経済的損失も含めた平等な施策を打つための条例案としていただきたい。	
11 影響の緩和を図るための支援	東京都における、新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者の、権利利益の保全等を図るための特別措置のような規定についても設けるべきではないか。	
11 影響の緩和を図るための支援	低所得者、生活保護世帯層には、マスク購入のためのクーポンを配布し、条例に違反しないように配慮すべきではないか。	
11 影響の緩和を図るための支援	営業の自粛を求めるときは、十分な補償をセットで行っていただきたい。そのための財源を、全国知事会の力も借りて国に強く要望していただきたい。	
11 影響の緩和を図るための支援	「必要な支援」とは具体的にはどのような支援を想定しているのか。例えば、休業の協力金などを給付する予定があるのか。	例えば、休業・失業等のために収入が減少した世帯に対する支援や、中小企業の資金繰りに対する支援などが想定されますが、必要性や優先度等を勘案し、適時適切に検討してまいります。
11 影響の緩和を図るための支援	努力義務ではなく、「必要な支援を行うものとする」と規定すべきではないか。	必要性や優先度等を勘案し、対応すべき範囲を判断すべきであるため、努力義務としたものです。
12 適切な配慮	(1) 高齢者、障害者、妊産婦、外国人について、重症化の危険性が高いのは高齢者だけではないか。一括りにできるのか。 (2) 「早期発見」に資する「適切な配慮」とはどのようなものか。	(1) について 高齢者、障害者、妊産婦、外国人は、新型コロナウイルス感染症がまん延した場合に特に配慮が必要な方の例示としております。 (2) について 例えば、感染の予防や早期発見に資する情報を「やさしい日本語」のほか、多言語で発信することを想定しております。
12 適切な配慮	コロナによる危険性が高い人への対応であるが、これは高齢者などを切り捨て経済を優先することを前提にした条文と理解されかねない。「無症状」者が感染させる以上、全ての者が自分がコロナであることを前提に、常に全ての人に対して配慮する義務があるのではないか。そのため、この条文は削除すべきではないか。	条例案第4条第1項に、県民の責務として、新型コロナウイルス感染症の予防及びまん延の防止に努めていただく旨を明記してまいります。 本条文案は、県民の責務を定めた上で、特に援護が必要な方に対して配慮に努める旨を規定したものですので御理解ください。

項目	意見の概要	県の考え方
13 患者等への留意	<p>条例骨子に外国人への配慮という項目が入ったことを歓迎する。 是非今回の条例には外国人住民への配慮として、差別的言動や差別的取扱いを禁止する条項、そうした差別事案を調査し県として対処する条項を入れていただきたい。県から給付金はじめ住民への支援をする場合にも、外国人も平等に住民としての支援を受けられるよう、差別的取扱いをしないこととしていただきたい。</p>	<p>条例案第13条に、何人も、新型コロナウイルス感染症に関して、人権が損なわれることがないように留意することを明記し、引き続き、人権の遵守に向けた取組を進めてまいります。</p>
13 患者等への留意	<p>(1) 罹患の「おそれ」とは濃厚接触のことをいうという理解でよろしいか。 (2) 「おそれ等」の「等」とはどのようなことを指すのか。 (3) 医療従事者「等」の「等」とはどのような方のことか。 (4) サーマルカメラや非接触型体温計等で、体温を計測する機会が増えているが、体温は個人情報に当たり、県の個人情報保護条例が適用されるのか。また、仮に個人情報に当たる場合、これを公表すること（例えば、〇〇施設で〇度の感染者が出た）は、人権の侵害に当たるのか。 (5) 例えば近隣住民に感染症の罹患者が出た場合に、それらの情報を流布することは「人権」の侵害に当たるのか。 (6) 留意すべき事項が守られず、人権が損なわれるような行為が行われた場合の対応を県はどのようにするのか。それらの行為を止めさせたり、損害の回復をするなどの措置は規定しないのか。 (7) 「留意する」と「努める」はどのように使い分けているのか。いわゆる配慮義務と努力義務の違いか。</p>	<p>(1) について お見込みのとおりです。 (2) について 新型コロナウイルス感染症に罹患した者との同居や同一施設への勤務等を想定しています。 (3) について 濃厚接触者など罹患の可能性がある者や、介護従事者など患者との接触が避けられない者等を想定しております。 (4) について 体温は、個人を特定する情報に結びついて公表される場合を除き、愛知県個人情報保護条例第2条第2号に規定する個人情報には当たりません。 そのため、御意見の「〇〇施設で〇度の感染者が出た」と公表することは、体温の情報と個人を特定する情報とが結びついていないため、個人情報の公表には当たらないものと考えます。 (5) について 御意見の内容については、誹謗中傷につながるおそれがあるものと考えます。 (6) について 事案ごとに適切に対応してまいります。 (7) について 「留意する」は配慮義務ではありません。 本条文案は人権の遵守に関する規定であり、本県の他の条例における人権に関する規定の書きぶりにも配慮し、「留意する」としたものです。</p>
13 患者等への留意	<p>「県民の責務」と同程度の位置づけにできないか。</p>	<p>留意すべき事項は、県民のみに留まらず、他県からの来訪者を含め、全ての方が気に留めるべき事項であることから、県民の責務とは別に規定するものでございます。</p>
13 患者等への留意	<p>以下について追加するのはどうか。 ・県や事業者は県民それぞれが行う感染症対策について理解を示し、県民の人権が損なわれることがないように留意しなければなりません。</p>	<p>御意見としてお伺いしました。</p>
13 患者等への留意	<p>「自粛警察」といった市民の自発的活動を行政が萎縮させないよう、行政の呼びかけや条例に反する者に対して、(本人の安全が確保できるなら)周囲の市民も声をかけてマナーを促すことなどを、努力義務として追加してはどうか。</p>	

項目	意見の概要	県の考え方
14 財政上の措置	<p>(1) 財政上の措置について、休業要請に従って休業した企業に対する新型コロナウイルス感染症対策協力金のように、市町村にも負担を求めるのではなく、県で全ての財政上の措置を図るとのことか。</p> <p>(2) 地方自治法第222条との関係で、この条例が提案される議会において、予算措置もされるという理解でよろしいか。</p> <p>(3) 市町村が行政契約していた委託、請負などが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響で解除やイベント中止等になった場合、事業者への支援や補償なども財政上の措置に含まれるのか。</p> <p>(4) (3)の場合で、市町村が損害賠償等をしない場合、県が財政上の措置により代わりに賠償してくれることはあるのか。</p>	<p>(1) について 当該規定は、県が必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを規定するものであり、県が全ての財政上の負担を負うことを規定するものではありません。</p> <p>(2)～(4) について 具体の施策については、必要性や優先度等を勘案し、判断してまいります。</p>
15 条例全般	<p>条例の構成を見た限りでは、条例で規定しなければならない事項はないように思うが、いかがか。仮にそうである場合、なぜ条例で定める必要があるのか。</p> <p>【ほか同趣旨の意見 1件】</p>	<p>今後も引き続き感染拡大を防止するとともに、的確かつ迅速に感染症対策を講じていくために、これまでの取組を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策の推進に関する基本的な枠組みについて、条例として整理することとしたものです。</p>
15 条例全般	<p>条例名称について、今後も別ウイルスによる大規模な感染症流行は想定するべきで、今回の新型コロナウイルスに限定せず、より柔軟かつ恒久的に運用できる条例として考慮すべきではないか。</p> <p>【ほか同趣旨の意見 1件】</p>	<p>現下感染が拡大する新型コロナウイルス感染症に対し、本条例により、県民、事業者、医療従事者などの皆様に共通の認識をお持ちいただき、オール愛知でこの難局を乗り越えてまいりたいと考えております。</p>
15 条例全般	<p>意見聴取は8月25日までとあるが、遅いのではないか。すぐに取りかかれるものや急を要するものに関しては、8月25日まで待たずに決定し、実施しても良いのではないか。</p> <p>【ほか同趣旨の意見 1件】</p>	<p>「愛知県県民意見提出制度実施要綱」に基づき、期間を8月25日までとしております。なお、速やかに手続きを進め、可能な限り早期の施行をめざしてまいりますので、ご理解ください。</p>
15 条例全般	<p>全体的にいわゆる努力義務が目立つ。実際に法整備する際には、その威厳、効力、制定の必要性を疑われないためにも努力義務規定は最小化されたい。</p>	<p>感染症対策は強制的に行うのではなく、県民の皆様の判断を尊重し、自主的な協力を求めることが重要であると考えており、義務規定や罰則は予定していません。</p>
15 条例全般	<p>既に3月には名古屋市が、4月には東京都が同様の条例を制定しているが、第2波が来ている現在、このような強制力等もない理念条例を作る理由は何か。時期に後れていると思うがいかがか。</p> <p>【ほか同趣旨の意見 1件】</p>	<p>また、新型コロナウイルス感染症に関する取組は、長期に渡ると考えております。条例の目的・定義を示し、県、県民、事業者の責務を明らかにし、対策を実施していくことは意義のあることと考えております。</p>
16 その他	<p>テレビ塔やオアシスをライトアップすることには意味はないのではないか。</p> <p>【ほか同趣旨の意見 2件】</p>	<p>テレビ塔やオアシス21等のライトアップは、県民の皆様に、新型コロナウイルス感染症の感染の広がりに対し警戒していただくことを広く周知するために実施しております。</p>
16 その他	<p>先の緊急事態宣言時に営業自粛要請に応じない一部の企業に対して行政機関が複数回訪問し、自粛を呼びかけるという事態があった。これは実質的に圧力であると解釈できるし、権利の濫用にあたらないか。</p> <p>今後、同じような事態にならぬよう、自粛要請に係る訪問限度回数は明示すべきである。</p>	<p>本県では先の休業等の協力要請に際し、個別施設に訪問しましたが、特措法第24条第9項又は第45条第2項を根拠として、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための協力を求めたものですので、御理解ください。</p>
16 その他	<p>名古屋市独自の「感染者が身近にいることを知らせる」アプリを立ち上げていただきたい。また、陽性患者がそれに登録することを義務づけていただきたい。そのアプリが立ち上がるまでは、感染者が出た町名まで教えていただきたい。</p>	<p>御意見としてお伺いしました。</p>
16 その他	<p>Go To トラベルキャンペーンの他県の受け入れを拒否する（県民が県内の移動のみに適用可能とする）。</p>	
16 その他	<p>出産時のマスク着用を中止する。</p>	
16 その他	<p>海外からの入国制限を引き続き行う。</p>	
16 その他	<p>入国後の14日待機を引き続き行う。</p>	

項目	意見の概要	県の考え方
16 その他	<p>医療従事者は最前線の医師、看護師だけではない。総合病院には、看護師をアシストする看護補助、クラーク、掃除、コンビニなど、様々職員が在籍しており、全員が感染と隣り合わせである。毎回怯えながら勤務している。しかし、定期的に検査をしてもらえるわけでもなく、自己責任である。</p> <p>報道などはいつも最前線のことしか言わないが、一般病棟は人員不足で逼迫しており、個人の犠牲のもとに成り立っている。その中から最前線へ、ベテランが選抜される。</p> <p>病院は一般病棟も稼働していることを認識していただき、その上で逼迫しているか否かを発言すべきである。</p>	<p>県内の医療従事者の方々には、感染リスクや風評被害がある中で、昼夜を問わず、最前線で献身的に対応していただいております。</p> <p>いただいた意見を踏まえ、引き続き、感染症対策の推進に取り組んでまいります。</p>
16 その他	<p>岐阜県で行われている、訪れた場所にQRコードがあり、そこを登録すると感染者が出たなどの情報を受ける事ができるという取組を検討していただきたい。</p>	<p>御意見としてお伺いしました。</p>
16 その他	<p>国が推進するアプリでも15分以上となっているが、14分だと濃厚接触者にならない理由が説明されていない。</p> <p>丁寧に説明するか、県からガイドラインを出していただきたい。</p>	
16 その他	<p>愛知県議会、委員会や愛知県の各種会議について、延期などの考慮や、オンラインでの開催などについても、具体的に盛り込んでいただきたい。</p>	<p>本条例は、これまでの取組を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策の推進に関する基本的な枠組みについて整理したものですので、各種会議の具体の対応について盛り込む予定はありません。</p>
16 その他	<p>現在、法律の拡大解釈による適用ではないかといわれているが、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律を根拠にした警察官の風俗営業者への立入検査、食品衛生法を根拠にした保健所の食品衛生監視員の調理場への監視・指導、建築物における衛生的環境の確保に関する法律を根拠にした劇場などへの立入り、感染症法を根拠とした情報公開や店舗名の公表、新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言前の休業要請などについて、条例に明記することはできないか。許容される法律の範囲を超える（憲法違反）ということか。</p>	<p>御意見の内容に関しましては、お見込みのとおり、各法律に基づき実施が可能ですが、条例に一律に規定するのではなく、それぞれの事案の状況により対応の必要性を適切に判断してまいります。</p>
16 その他	<p>愛知県での感染症の危機は去ったとみるのが妥当ではないか。これ以上、経済活動を制限してまで対策をする必要は全くない。季節性インフルエンザ同様の対応に変更されたい。指定感染症を外せば当然医療崩壊も生じないのではないか。</p>	<p>御意見としてお伺いしました。</p>
16 その他	<p>&lt;3県の責務&gt;に、以下を追加するのはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他県知事とも協力し、国に対して、医療体制・検査体制整備、生活困窮者への支援等、必要な施策について要請する。</li> </ul> <p>また、&lt;6対策の充実&gt;に、以下を追加するのはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・密な接触を伴う、介護・保育等福祉職場就業者への検査体制</li> <li>・軽度・無症状感染者の宿泊施設の確保</li> <li>家族、特に乳幼児や障害児の家族が同居しうる広さのある居室（病室）の確保</li> <li>・失業者・貧困対策・学生の生活支援</li> </ul>	<p>新型コロナウイルス感染症に関する対策等については、本県独自の要請や、全国知事会を通じて国へ要請しております。</p> <p>なお、いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
16 その他	<p>国、及び県による制限、規制の各段階の具体的な数値に対して各日付の時点で何処に位置するか、具体的に表示をするのはどうか。</p> <p>5月の解除時に国から公表されていた数値に対し、その間感染状況等の変化があったが、その数値を全く考慮無くこの7月以降の増加を招いたが、国民、県民からすれば、その間に何故そうした数値の変更の対応をしなかったのかということである。展開が変わって感染者が増えてきて、あわてて変えているような基準値では全く信用がない。</p> <p>県として、現在どの段階にあるのか、堂々と明確に県民に公表していただきたい。国や他県の動向に左右されない、毅然とした愛知としての姿勢を貫く必要がある。</p>	<p>御指摘は、“注意（警戒）領域”、“危険領域”等を示す指標のことを意図されているものと存じます。</p> <p>現在使用している指標は、感染者における若者の割合が高いことや、軽症者・無症状者の割合が大半であることなど、第1波と第2波は感染状況が大きく異なることから、専門家の意見に基づき、改めて定めたものです。</p> <p>現在の感染状況が、指標のどのフェーズに当たるのかという点については、県ホームページにお示ししております。また、フェーズが変わるごとに、県民の皆様はその旨を周知してまいります。</p> <p>引き続き、適時適切な発信に努めてまいります。</p>

項目	意見の概要	県の考え方
16 その他	<p>県民に熱があった場合の旅館業法との兼ね合いについて、コロナの疑いがある場合、拒否できる旨を条例で定めて、専用のホテルに移すことができるようにすることも重要ではないか。できれば、知事会で発案するなどして広域で効力を発することができるようにすると良いが、それが難しいのであれば、東海3県だけでも同時に条例化していただきたい。</p>	<p>本県としては、国からの通知に基づき、宿泊施設の営業者に対し、感染防止対策の徹底と、宿泊施設において新型コロナウイルス感染症の疑われる宿泊者が発生した場合に、速やかに適切な措置を講ずることができるよう指導を行っております。 引き続き、適切な対応に努めてまいりますので御理解ください。</p>
16 その他	<p>発熱しても全員がすぐには検査が受けられないため、少しの風邪症状や解熱後の出社、登校の判断が難しい状況である。これからインフルエンザも流行する時期であり、発熱したら、解熱後3日間は出社、登校禁止といったルールを作ることはできないか。県として、企業や学校にルール徹底を要請すれば休みやすくなるし、感染拡大予防にもつながる。</p>	<p>御意見としてお伺いしました。 一律のルールを作ることは予定しておりませんが、発熱や風邪の症状がある場合は無理をせず自宅で療養することなど、新しい生活様式の普及に向けた取組を県として進めてまいります。</p>
16 その他	<p>免疫力を向上させる方法が県のホームページでは広報されていない。 また、マスクの長期間（長時間）着用や、消毒液による過剰な手洗いのリスク、感染症について免疫力の低下の可能性についても何も触れられていない。 さらに、過剰に県民の恐怖を煽り、過剰な自粛要請を行い、県民に多大なストレスを与え、さらには多くの県民の生活を困窮させる結果となっている。そのような精神的な不安は、ウイルスによる免疫力低下の大きな要因となる。このままでは多くの県民が、免疫力が低下した状態で冬を迎え、重症化患者が続出し、医療崩壊するのではないかと大変危惧をしている。</p>	<p>御意見としてお伺いしました。</p>
16 その他	<p>最近、マスクの着用や検温、消毒液による手の消毒をしないと、入店すらできないような過剰な対策をするお店が増えている。マスクの着用や消毒液の使用で特に悪影響を及ぼす呼吸器疾患の方や皮膚が弱い方の人権は、全く配慮されていない状況となっている。 症状がない場合のマスク着用や消毒液は、感染症対策には逆効果だと思っている。そのことを店舗に説明しても全く聞いてもらえず、また、科学的に納得する説明もしてもらったこともない。その原因は、行政側が感染症対策を盾にして、何でも強制することが良いような風潮にしているからではないか。 県が指示する感染症対策を、条例を盾にして半ば強制的に押し付けるのではなく、人間の多様性を理解する必要がある。そのことを感染者への人権の配慮と同様に、条例で明文化していただきたい。</p>	<p>御意見のとおり、感染症対策は強制的に行うのではなく、県民の皆様の判断を尊重し、自主的な協力を求めることが重要と考えております。 そのため、マスク着用や手洗いといった感染の予防及びまん延の防止に努めていただくことは、努力義務規定としております。 また、県として、必要な知識の普及及び適時適切な情報の発信に努めてまいります。</p>
16 その他	<p>以下を条例案に追加していただきたい。 ・県は県民の意見に対して、県民が希望する場合はその意見内容を県のホームページ等で公開しなければならない。 ・県は専門家等の意見を聴いたときは、議事録の作成を行い、原則、県民に公開しなければならない。</p>	<p>御意見としてお伺いしました。</p>
16 その他	<p>子どもたちの学習機会と安全性、教職員の負担軽減のために少人数学級と教員及び職員の増員をお願いしたい。</p>	
16 その他	<p>濃厚接触者の定義がおかしいのではないか。マスクでは完全に感染を防ぐことはできないと言われているが、マスクをしていたら濃厚接触にならないということか。</p>	<p>濃厚接触者に該当するかの判断は、周辺環境や接触の状況等個々の状況に応じて行うこととなります。</p>
16 その他	<p>最悪の場合は、感染多いエリアのみロックダウンを実施する。</p>	<p>御意見としてお伺いしました。</p>
16 その他	<p>感染を広げる行為に対して罰金を課すようにできたら良い。</p>	

項目	意見の概要	県の考え方
16 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療崩壊を防ぐため、例年以上に今年は、インフルエンザワクチン接種を進めていくべき。外国でのインフルエンザワクチン接種者はコロナで重症化しにくいという報告もあり、インフルエンザワクチンのメリットをPRし、一部助成するなどして、接種率を高めていただきたい。</li> <li>・保健所が行っている業務を再考すべき。電話の受付にはコールセンターを設置して保健所の負担を減らすことなど、何かしらの形で業務を再編成すべき。</li> <li>・冬は発熱者が病院に詰めかけ現場の混乱が予想される。一方、感染をおそれて受診を控えた結果、慢性病が悪化したり、クリニックの収入が激減したりという可能性もある。発熱者などの感染疑い者がスムーズに受診・検査できる一方、それ以外の患者が感染のおそれなく受診できるような対策をお願いしたい。</li> </ul>	<p>御意見としてお伺いしました。</p> <p>なお、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の施策として「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」を実施しており、各医療機関等を感染のおそれなく受診できる体制の整備に向けた支援を実施しているところです。</p>
16 その他	<p>「ワクチン接種」は、まだ開発途中で治験も十分に進んでいないため、接種は個人の判断に拠るものとし、県の強制などは絶対にならないようにしていただきたい。</p> <p>以上の内容を条例に加えていただきたい。</p>	<p>御意見としてお伺いしました。</p>